

議案第127号

公有水面埋立地の用途変更について

昭和52年9月27日付け大阪市指令港湾第265号及び昭和56年8月29日付け大阪市指令港湾第545号の公有水面埋立免許に係る埋立地の用途を次のとおり変更することについて、異議のない旨、大阪港港湾管理者に回答する。

埋立地の用途変更

本件埋立地において、別図で示すとおり、港湾関連業務研究施設用地、事業所移転用地、製造業用地、製造・流通業用地、住宅用地及び下水処理施設用地を削除し、港湾関連業務施設用地、商業施設用地及び港湾交流施設用地を追加するとともに、ふ頭用地、倉庫等保管施設用地、道路用地及び緑地の配置及び規模を変更する。

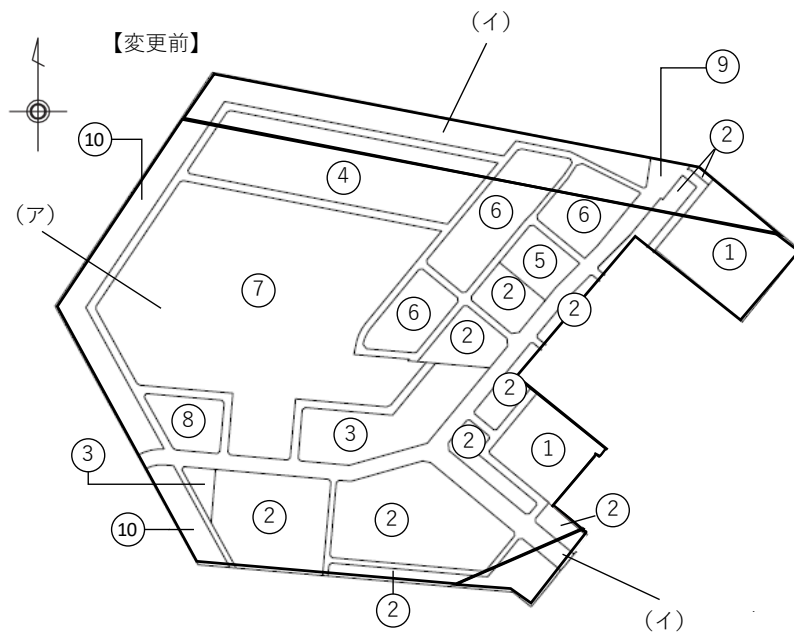
令和3年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

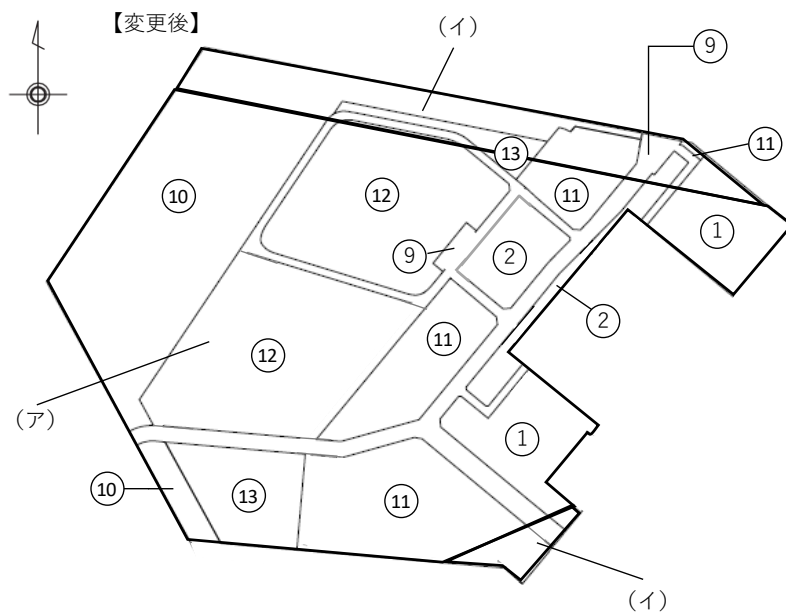
説 明

昭和52年9月27日付け大阪市指令港湾第265号及び昭和56年8月29日付け大阪市指令港湾第545号の公有水面埋立免許に係る埋立地の用途変更許可申請に伴い、別紙のとおり大阪港港湾管理者から意見を求めてきたので、公有水面埋立法第13条ノ2第2項において準用する同法第3条第4項の規定により、この案を提出する次第である。

別図



(ア)	昭和 52 年 9 月 27 日付け大阪市指令港湾第 265 号の公有水面埋立免許に係る埋立地
(イ)	昭和 56 年 8 月 29 日付け大阪市指令港湾第 545 号の公有水面埋立免許に係る埋立地



凡例	
①	ふ頭用地
②	倉庫等保管施設用地
③	港湾関連業務研究施設用地
④	事業所移転用地
⑤	製造業用地
⑥	製造・流通業用地
⑦	住宅用地
⑧	下水処理施設用地
⑨	道路用地
⑩	緑地
⑪	港湾関連業務施設用地
⑫	商業施設用地
⑬	港湾交流施設用地

【位置図】



(別紙)

大大阪港第 1043 号

令和 3 年 3 月 29 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪港港湾管理者 大 阪 市

代表者 大阪市長 松井 一郎 印

公有水面埋立地の用途変更について（諮問）

令和 3 年 1 月 22 日付け大大阪港第 525 号及び大大阪港第 526 号をもって、大阪市から昭和 52 年 9 月 27 日付け大阪市指令港湾第 265 号及び昭和 56 年 8 月 29 日付け大阪市指令港湾第 545 号の公有水面埋立免許に係る埋立地の用途変更許可申請がありましたので、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 13 条ノ 2 第 2 項の規定により準用する同法第 3 条第 1 項の規定に基づき、貴職の意見を得たく諮問します。

なお、令和 3 年 5 月 31 日までに御回答願います。

(参考)

公有水面埋立法 (抄)

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

省 略

市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

第13条ノ2 都道府県知事正当ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ関シ埋立区域ノ縮少、埋立地ノ用途若ハ設計ノ概要ノ変更又ハ前条ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

第3条、第4条第1項及第2項並第11条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立地ノ用途ノ変更ノ許可ニ関シ第4条第1項及第2項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立区域ノ縮少又ハ設計ノ概要ノ変更ノ許可ニ関シ之ヲ準用ス

港湾法 (抄)

(他の法令との関係)

第58条 省 略

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

3 - 4 省 略